

# 中間とりまとめ以降の取組について

# メンテナンス元年(H25)の取組み(1)

## 本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

### 当面講ずべき措置を工程表としてとりまとめ（平成25年3月）

「社会資本の老朽化対策会議(議長:国土交通大臣)」にて、今後3年間にわたる当面講ずべき措置の具体的な取組みを工程表としてとりまとめ

### 中間とりまとめ（平成25年6月）

「社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会」において、道路構造物の適切な維持管理に向けた**基準類のあり方等**をとりまとめ

### 道路法改正の概要（平成25年6月5日公布、9月2日一部施行）

#### 【道路の維持・修繕の充実(ハード対策)】

- ・**点検基準の法定化**
- ・国による修繕等の代行制度の創設

#### 【大型車両の通行の適正化(ソフト施策)】

- ・制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化(立ち入り検査の実施) 等

# メンテナンス元年(H25)の取組み(2)

## インフラ長寿命化基本計画の策定（平成25年11月）

「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議(議長:内閣官房副長官補)」にて、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、数値目標やロードマップを明確にしたインフラの長寿命化に関する基本方針をとりまとめ

⇒ 今後各省庁毎に「インフラ長寿化計画(行動計画)」を策定予定

## 基本政策部会（平成26年2月）

(※第44回基本政策部会・第11回国土幹線道路部会 資料5引用)

「社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会」にて、道路のメンテナンスサイクルの本格的導入に向けた方向性を検討

### ①メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

- ・各道路管理者が責任を持って道路構造物の安全を確保
- ・橋梁、トンネル等は、法令に基づいた厳格な基準で全数を点検・診断
- ・点検・診断結果に基づいた計画的な修繕等(措置)の実施
- ・点検・診断・措置の結果を確実に記録し、活用

### ②メンテナンスサイクルを回すための仕組みを構築(予算、体制、技術)

- ・各道路管理者における修繕への確実な予算確保
- ・地方公共団体における発注等への支援、民間企業との協働の円滑化
- ・メンテナンス分野の人材育成、資格、地方公共団体の点検等への技術支援

※老朽化対策は予算・体制・技術が複雑に関連するため、緊急的に対応可能な施策と合わせて、中長期的には、新しい知見等を取り込んだ継続的な取組みが必要

## 1. 道路構造物の適切な維持管理に向けて

- メンテナンスサイクルの構築にあたっては、点検の制度化や基準類全体の充実を図るべき。
- その際、予め頻度を定めた計画的な点検、構造物の健全度を一定の尺度で診断することが必要。

## 2. メンテナンスサイクルの充実に向けて

- メンテナンスエンジニアの育成や広域単位の専門的組織・地方公共団体支援拠点の強化、点検実施や長寿命化計画の策定・措置状況を国が定期的にまとめる仕組み・体制の充実を図るべき。
- 全国の道路構造物を対象としたデータベースの構築と活用を進めるべき。
- 不具合情報の収集と啓発の仕組みづくりが必要。
- 点検・診断等をサポートする技術開発や技術評価を推進すべき。

## 3. 地方公共団体でのメンテナンスサイクル導入に向けた支援

- 国、都道府県による技術支援体制の確立が必要。
- 地方公共団体の維持・修繕に対する集中的な財政支援が必要。

# 道路法の一部を改正する法律の概要 (H25.6.5公布、9.2施行)

道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図るため、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化するとともに、大型車両の通行経路の合理化と併せた制限違反車両の取締りの強化、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進、災害時の道路啓開の迅速化等の所要の措置を講ずる。

## 背景

○高度経済成長期に集中的に整備された道路

※建設後50年以上経過した道路構造物の割合

・橋	16% (2012)
⇒ (20年後)	<b>65%</b> (2032)
・トンネル	18% (2011)
⇒ (20年後)	<b>47%</b> (2031)

○重量車両の通行により道路の疲労が蓄積



(橋梁の抜け落ち)



(舗装のわだち掘れ)

○首都直下地震や南海トラフの巨大地震等様々な災害に備えた「命の道」の確保の必要性



(東日本大震災における道路の啓開状況)



(台風による道路の被災状況)

## 改正の概要

### 1. 道路構造物の予防保全・老朽化対策

【道路の維持・修繕の充実 (ハード対策)】

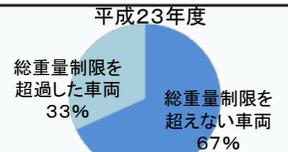
- 道路の予防保全の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施
- 国土交通大臣による点検結果の調査 (技術開発等への活用)
- 一定の構造物を対象とした国土交通大臣による修繕・改築の代行



(道路構造物の点検)

【大型車両の通行の適正化 (ソフト対策)】

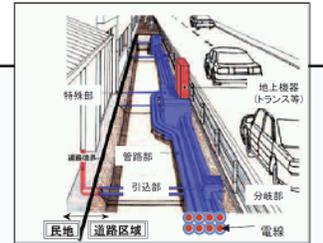
- 大型車両の通行を誘導すべき経路を構成する道路を国土交通大臣が指定  
→国土交通大臣による一部の大型車両の通行許可の迅速化
- 制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化 (立入検査等の実施)



(特殊車両の通行に関する違反の状況)

### 2. 道路の防災・減災対策の強化

- 緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路における物件等の占用禁止・制限  
→無電柱化に対する国と地方公共団体による無利子貸付け
- 【道路財特法の一部改正】
- 民間団体等と道路管理者との協定締結による道路啓開等の実施



(無電柱化のための電線共同溝の整備)

＜＜道路の適切な管理を推進するための枠組みの構築＞＞

- ・道路管理者等の連携による効果的な管理のための協議会設置  
→防災上重要な道路等の管理方法の取決め (道路啓開路線の選定等)
- 〔→並行する路線間の調整 (歩道、自転車通行空間の確保等) など〕  
地域の様々な課題にも対応



## <道路法施行令関係>

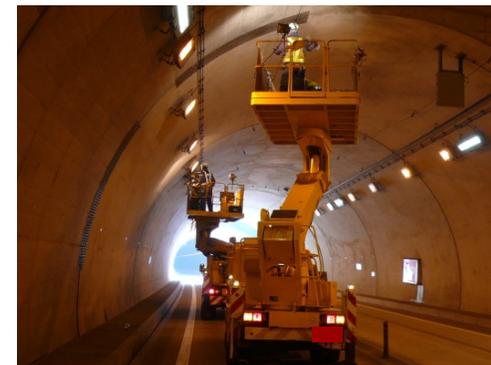
### ■ 道路の維持・修繕に関する技術的基準等を定める。

- ・道路構造、地域の状況等を勘案し、適切な時期に、道路の巡視を行い、清掃・除草等の道路の機能維持に必要な措置を講ずること。
- ・道路の点検は、道路構造、地域の状況等を勘案し、適切な時期に、目視等の適切な方法により行うこと。
- ・点検等により道路の損傷等の異状を把握したときは、道路の効率的な維持・修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- ・上記のほか、道路の維持・修繕に関する技術的基準等は、国土交通省令で定める。

急遽、緊急点検・集中点検を実施し、第三者被害防止の観点からの最低限の安全性を確認

## 【緊急点検】トンネル内道路附属物(ジェットファン、照明、標識等)

管理者	点検対象トンネル	点検実施状況 (H25.12末)
国	約1,400本	100%
高速道路会社	約1,800本	100%
地方公共団体	約6,200本	97%



トンネル内  
道路附属物点検

## 【集中点検】主な幹線道路における橋梁、トンネル 等

管理者	点検対象橋梁	点検対象トンネル	点検実施状況 (H25年度末見込み)
国	約2.8万橋	約1,400本	完了
高速道路会社	約1.7万橋	約1,800本	完了
地方公共団体	約40万橋	約7,200本	約8割



橋梁点検

## 技術開発

- 「社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会」(H25.10～)
- 「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」(H25.7～)
- 点検・診断等をサポートする技術の公募・試行
  - 「道路トンネルの覆工コンクリートのうき・はく離を検知する技術」(H25.6～、試行中)
    - ⇒ ・画像処理方式を活用した技術(3技術)
    - ・赤外線方式を活用した技術(2技術)
  - 「道路附属物の支柱の路面境界部のき裂・腐食等の変状を非破壊で確認できる技術」
    - ⇒ ・超音波方式を活用した技術(4技術) (H25.8～、試行中)
  - 「コンクリートのひび割れについて遠方から検出が可能な技術」(H25.7～、試行中)
    - ⇒ ・カメラを活用した技術(24技術)
    - ・レーザーを活用した技術(4技術)
    - ・ロボットを活用した技術(4技術)
- 「道路政策の質の向上に資する技術研究開発」による公募  
特定テーマ(平成26年度):  
「橋梁やトンネル点検を低コストで効率的に支援する技術に関する研究開発」(公募・審査中)

## 入札契約

- 「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」(H25.11～)